

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	畜犬管理システム	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法により犬の所有者は飼い犬を登録しなければならないため	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3連絡先、4犬の情報	
記 録 範 囲	狂犬病予防法第4条による申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、他市町村からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部生活環境課、 総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	☒ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	浄化槽設置届ファイル、小型浄化槽補助金ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽設置届等の確認及び補助金交付事務のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 電話、4 浄化槽情報、5 口座情報	
記 録 範 囲	浄化槽設置届の提出及び浄化槽補助金交付申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、他市町村からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	鹿児島県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部生活環境課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録者ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録及び印鑑登録証明書の発行事務のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所	
記 録 範 囲	印鑑登録者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍事務ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づき、戸籍記載をし、戸籍編製を行うため	
記 録 項 目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍、5 身分事項関係、6 婚姻歴等、7 その他	
記 録 範 囲	鹿屋市に本籍（戸籍）の有る者	
記録情報の収集方法	文書、届書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人、国、県等の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	（所在地）〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	所得の情報提供及び異動の報告のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 基礎年金番号、6 年金異動履歴、7 免除・猶予履歴、8 所得状況、9 進達日	
記 録 範 囲	国民年金加入者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳登録者ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の基礎とするため	
記 録 項 目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 本籍・国籍、6 個人番号、7 続柄	
記 録 範 囲	市内の住民基本台帳登録者	
記録情報の収集方法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民票写し等の申請者ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	交付申請に基づく住民票写し等の発行のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 本籍・国籍、6 個人番号	
記 録 範 囲	住民票写し等の申請者	
記録情報の収集方法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	登記事務ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	身分証明を行うための付随事務のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍、5 登記事項、6 その他	
記 録 範 囲	鹿屋市に本籍を有し、後見登記されている人	
記録情報の収集方法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人、国、県等の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	犯歴事務ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	身分証明を行うための付随事務のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍、5 賞罰	
記 録 範 囲	市に本籍を有し、罰金刑以上の刑の有罪確定裁判の言い渡しを受けた人	
記録情報の収集方法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人、国、県等の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	埋葬、火葬又は改葬申請者ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	埋葬、火葬及又は改葬を公衆衛生その他福祉の見地から支障なく行うため	
記 録 項 目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 本籍、6 死亡年月日	
記 録 範 囲	埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者	
記録情報の収集方法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	☒ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付申請者等ファイル	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード等交付事務のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 個人番号	
記 録 範 囲	住民基本台帳に記載されている者	
記録情報の収集方法	文書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部市民課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	交通災害共済加入申込書発送者一覧	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部安全安心課	
個人情報ファイルの利用目的	市町村が交通災害共済の窓口となり、広く市民に周知することを目的に、納付書の発行及び発送を行うため	
記 録 項 目	1 住民番号、2 世帯番号、3 氏名、4 住所	
記 録 範 囲	交通災害共済に加入歴（5年）のある者や転入世帯	
記録情報の収集方法	収納データ及び転入者データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	鹿児島県市町村総合事務組合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鹿屋市市民生活部安全安心課、総務部総務課	
	（所在地）〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	☐ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防災行政無線 戸別受信機データベース	
行政機関等の名称	鹿屋市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部安全安心課	
個人情報ファイルの利用目的	防災行政無線戸別受信機の維持管理業務のため	
記 録 項 目	1 受付日、2 氏名、3 住所、4 町内会、5 連絡先、6 設置日	
記 録 範 囲	鹿屋市防災行政無線戸別受信機設置申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告を受けた町内会が提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鹿屋市市民生活部安全安心課、総務部総務課	
	(所在地) 〒893-8501鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	☒ 令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	